



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第41号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

【訓 令】

島根県会計事務決裁規程の一部改正

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

- (1) 組織改正等に伴う規定の整理（第12条関係）
- (2) 出納員（会計課及び審査指導課の出納員を除く。）、収入分任出納員又は物品分任出納員が事務の引継ぎをするときは、当該所属長が立ち会わなければならないこととした。（第14条関係）
- (3) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年3.0パーセントに改めることとした。（第71条関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第20号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「上席調整監」を「情報公開・文書グループリーダー」に、「総務グループ課長」を「総務課長」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により出納員（会計課及び審査指導課の出納員を除く。）、収入分任出納員又は物品分任出納員が事務の引継ぎをするときは、当該所属長が立ち会わなければならない。

第71条第1項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

訓 令**島根県訓令第5号**

会 計 課
審査指導課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2第1号グループリーダー専決事項の欄中「通信運搬費に係るものに限る。）」の次に「、委託料（測量、調査、設計等に係るものであって、1件1,000万円未満のものに限る。）、工事請負費（1件1,000万円未満のものに限る。）」を加え、「限る。）及び」を「限る。）並びに」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。